

設 備	敷地の衛生及び安全
	法第 19 条第 3 項、令第 129 条の 2 の 4 第 3 項

雨水の敷地内浸透

雨水は排水管を經由し、公共下水道に接続して処理すること。

足立区は下水道告示現況図において、ほぼ全域が告示地域に該当し、排水は分流式又は合流式により排水しなければならないことになっている。

一方、雨水を敷地内に浸透させることは、地盤沈下の抑制や豪雨時の河川増水緩和など、都市型水害を防ぐことに効果がある。

しかし、足立区は地域特性上地下水位が高いため、雨水をすべて敷地内で処理することは難しい。特に豪雨時には自分の敷地が水浸しになるばかりでなく、隣地にも影響を及ぼすおそれがある。

このため、雨水を浸透処理する場合は、豪雨時対策として浸透トレンチ管や浸透ますで処理できない雨水を公共下水道に処理するため、オーバーフロー管などを設置し、下水道管に接続すること。

技術的助言等	
参考資料等	東京都下水道告示現況図